

授業料免除申請に関するQ&A

【申請書類について】

Q 1 : 同一生計の家族全員分の所得証明書を提出すること、となっていますが、幼稚園児や小学生といった、明らかに所得がないと思われる家族の分も必要ですか？

A 1 : 必要です。「所得がない」ということを証明していただく必要があります。所得がない者に対しては、所得証明書の発行できない、という市区町村役場もありますので、その場合は「非課税証明書」を提出してください。

Q 2 : 所得証明書を提出すれば、源泉徴収票は提出しなくてもいいですか？

A 2 : 両方（所得証明書と源泉徴収票）提出してください。所得証明書で所得の種類、源泉徴収票で金額を確認しています。

Q 3 : (学部1年生) 出身高等学校の「調査書」を提出することになっていますが、「成績証明書」では駄目ですか？

A 3 : 「調査書」を開封せずに提出してください。

【申請方法について】

Q 4 : 申請期間中に事情（就職活動、部活動、帰省など自己都合によるもの）があって、窓口に行けそうにありません。どうしたらいいですか？

A 4 : 申請期間後は、申請を受け付けることはできません。ただし、交換留学等のため申請期間中に申請できない場合は別途対応しますので、事前に学生支援課学生サービス係（共通教育棟8番窓口）までご相談ください。

なお、本人以外による代理申請は認めておりません。

Q 5 : 留年中または修業年限を超過していますが、申請はできますか？

A 5 : 原則、留年中または修業年限を超過している方は、「不許可」となります。ただし、病気、留学（半年未満は除く）、出産・育児による休学等、特別な理由によって留年または修業年限超過となった方は、申請が受理されることがありますので、事前に学生支援課学生サービス係（共通教育棟 8 番窓口）までご相談ください。

【結果通知について】

Q 6 : 審査結果はいつ分かりますか？

A 6 : 前期分は 6 月中旬、後期分は 1 2 月中旬です。申請者本人の山口大学公式メールアドレス宛に通知します。

【授業料の納入について】

Q 7 : 授業料免除申請をしましたが、授業料引落日（5 月末・1 1 月末）までに、引落口座に入金しておく必要はありますか？

A 7 : 授業料免除申請をされた方は、引落日に引落されないよう処理します。引落しされないように申請者が何か手続をしないといけない、ということはありません。

Q 8 : 授業料免除の結果が「不許可」または「半額免除」だった場合、いつまでに納入すればいいですか？

A 8 : 申請者に結果通知したメール本文に、納入期限を記載しています。